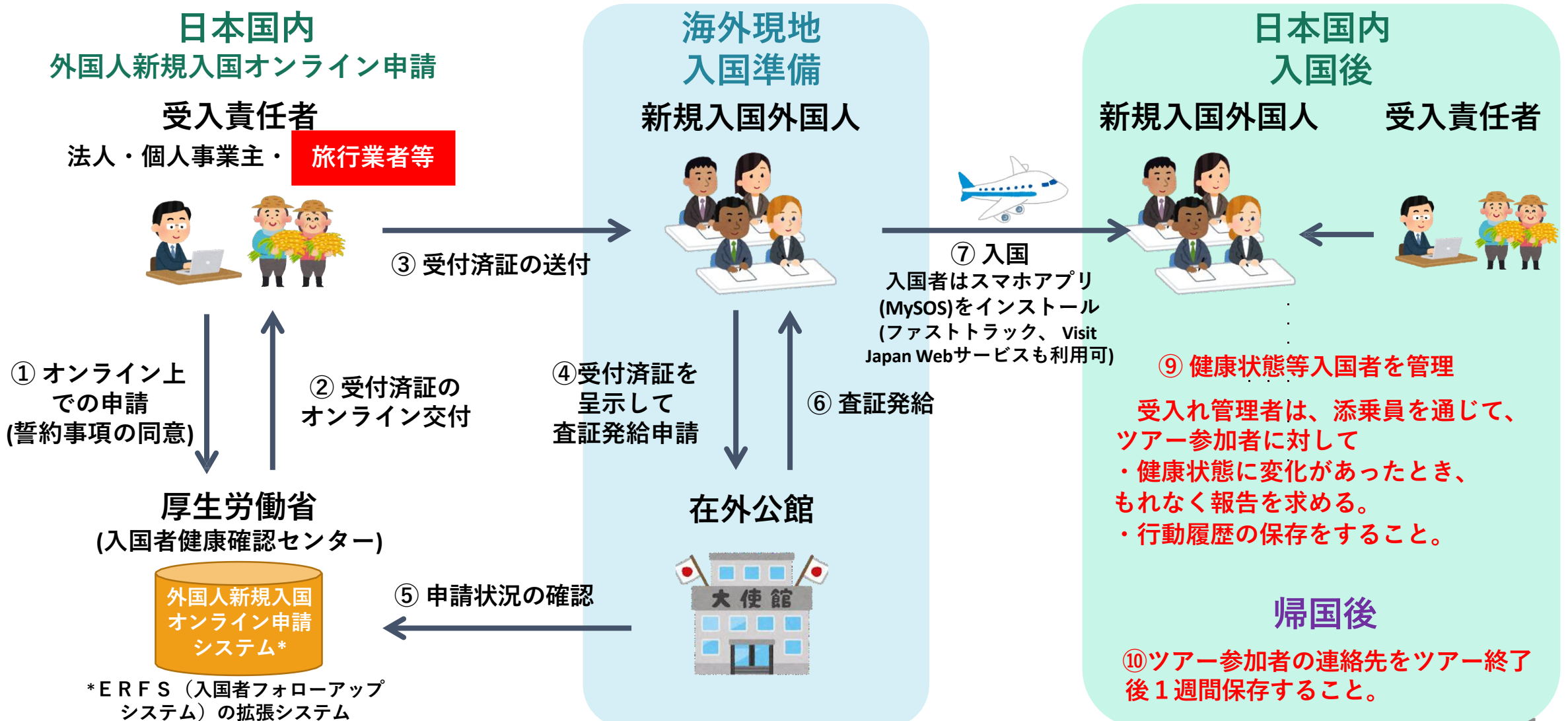


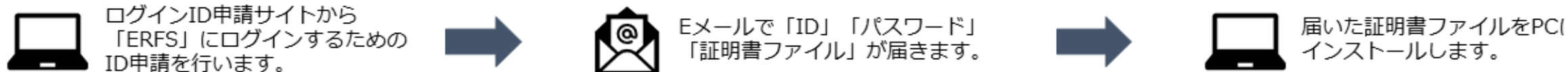
入国者健康確認システム（ERFS）概要図



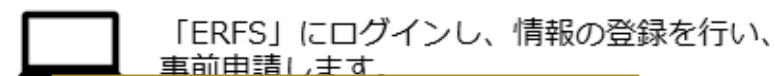
参考（当該資料全ページ）：厚労省データ、観光庁ガイドラインを加工

入国者健康確認システム（ERFS）登録の手順

①「ERFS」を利用するための準備



②「ERFS」からの事前登録

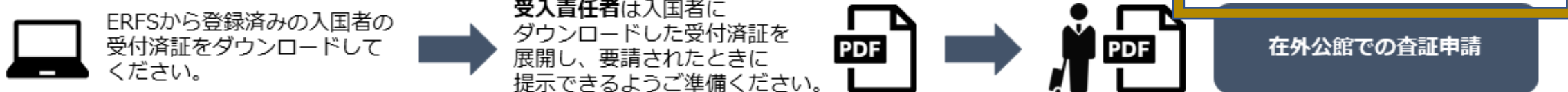


○誓約書への同意

入力に際して以下の情報をお手元にご準備ください。

- ・ 入国者のパスポート情報
- ・ 入国者の入国後待機施設等の住所情報

③受付済証のダウンロード



④入国後の入国者の待機や行動の管理



入国者が日々の健康確認等の報告を怠るなどの違反をした時に「入国者健康確認センター」からEメールで通知が届きます。



受入責任者の責任により、入国者が誓約書の事項を守るように指導・管理を行ってください。

「入国者健康確認システム」 (ERFS) へのログインID申請方法①

6月10日以前に当該IDを取得済みの旅行業者等も含めて、
すべての旅行業者等は新規でERFSのIDを取得しなおす必要がある。

(1) 受入責任者法人番号 (13 桁) 【法人番号がある場合は必須】 (例: 1234567890123)

※法人番号は、国税庁指定の 13 桁の番号です。国税庁法人番号公表サイトをご参照ください。

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

(2) 水際対策措置代替法人番号 (13 桁) 【法人番号がない場合は必須】 (例: KA000000000001)

(3) 受入責任者名称 (法人名・個人事業主名) 【必須】

法人番号登録時に届出ている法人名もしくは個人事業主名

(4) 受入責任者担当者名 【必須】 (例: 山田 太郎)

(5) (6) 受入責任者担当者メールアドレス 【必須】 (例: taro_yamada@example.co.jp)

※1 フリーメールを用いての申請は原則できません。



補足あり

※2 ひとつのメールアドレスでひとつのIDを申請頂けます。

※3 複数のメールアドレスで複数のIDを申請することも可能です。

※4 同じ法人番号下で登録した情報は、異なるIDでも閲覧可能です。

「入国者健康確認システム」 (ERFS) へのログインID申請方法②

(7) 受入責任者担当者電話番号【必須】

例：03-1234-5678

(8) gBizID (アカウントID) 【任意】

G Biz I Dとは多くの行政手続きを一つのアカウントにまとめられる機能ですが、現在取得していない場合、新規登録は不要。 <https://gbiz-id.go.jp/top/>

(9) 委任状等 (→自身の会社名で登録する場合は無視してよい。)

※委任状をアップロードしてください。

(10) その他必要書類

※個人事業主等、法人ではない方が受入責任者をされる場合添付

※ファイルを選択 (アップロード)

(11) 登録行政庁による旅行業又は旅行サービス手配業の登録通知書【アップロード必須】

旅行業においては、新規・更新・変更登録通知書のうち通知日が最も直近の日付であるもの

(12) 登録行政庁による旅行業又は旅行サービス手配業の登録番号【必須】

例 観光庁長官登録旅行業第*****号、東京都知事登録旅行業第*****号等

受入責任者担当者メールアドレス（補足）

※ 1 企業・団体はフリーメールを用いての申請は原則できませんが、事業用のアカウントをもっていない事業者は以下の対応で解決できる場合があります。

【個人事業主】

- ・フリーメールのご利用が可能です。
- ・一方、企業・団体はフリーメールやドメインに企業・団体名の記載がないメールアドレスは原則ご利用いただけませんが、以下のように申請することでご利用が可能となる場合があります。

【法人番号をお持ちの企業・団体】

- ・税務署に提出した直近年度の法人事業概況説明書の法人名、法人番号、受付済印の3点がわかる部分のみを添付して申請してください。
- ・電子申請の場合は法人事業概況説明書の提出時に税務署から送られてくる「受信通知」を添付してください。

「入国者健康確認システム」 (ERFS) 申請時の誓約事項

青色国も誓約同意が必要

申請対象入国者（以下、単に「入国者」という。）の受入責任者として、以下の事項について同意します。

ア 受入責任者は、入国者に関する「外国人新規入国オンライン申請」、待機施設等の確保、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や有症状、陽性者の発生時等の対応を行う責任者を置くこと。

イ 入力内容に変更が生じた場合には、入国前に「外国人新規入国オンライン申請」を通じて再登録を確実にすること。

ウ 入国者が新型コロナウイルス感染症の有症状又は陽性、体調不良等になった際に備えて、待機場所の近隣の医療機関の所在・診療時間等の情報を把握しておくこと。

エ 入国者に対して、関連サイトや資料等により、入国の際の検査や待機措置を含む日本の水際対策に関する必要な情報を提供すること。

オ 入国者が入国前にスマートフォンを用意できる場合には、入国前に①MYSOS（入国者健康居所確認アプリ）をインストールすること、②可能な限り検査証明などの情報を入国前にMYSOSに入力し、事前に審査を終えておくこと、③Visit Japan Webサービス

（入国時に検疫・入国審査・税関申告の入国手続等を行えるウェブサービス）を利用すること、について入国者に案内すること。スマートフォンを用意できない場合には、入国時、空港でスマートフォンを借りる必要があることを入国者に案内すること。

カ 入国者の待機施設を確保するとともに、入国者が当該施設に確実に移動できるよう、移動手段についての案内を行うこと。

キ 入国者について、電話・メール等により、待機期間中の待機施設での待機、健康状態についての確認を毎日行うこと（検疫所の指定する施設での待機の場合を除く。）。また、待機施設に待機していない等の入国者の誓約違反（入国者が入国時の検疫の際に誓約する誓約書の内容違反）の連絡が入国者健康確認センターや関係行政機関からあった場合には、その是正や調査に協力すること。

ク 入国者について、待機期間の短縮を行う場合には、要件を満たす検査の受検を手配すること。

ケ 入国者が待機期間中に新型コロナウイルス感染症の有症状又は陽性、体調不良等となった場合、必要に応じて、速やかに医療機関を受診させること。また、保健所等から指示があった場合にはそれに従うこと。

コ 入国者に対して、感染防止対策を徹底（①不織布マスク着用、②手指消毒の徹底、③「3密（密閉・密集・密接）」の回避）させること。

サ 検疫法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、出入国管理及び難民認定法等の水際制度関連法令を遵守すること。

また、入国者が観光目的で入国する場合には、ツアーの実施に当たり、「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン」（6月7日観光庁策定）を遵守すること。

シ 上記の誓約に違反した場合又は入国者が入国時の検疫の際に誓約する誓約書の内容に違反した場合（いずれも不実の記載があった場合を含む。）には、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当該受入責任者の企業・団体等の名称が公表され得ること、また、当該受入責任者からの「外国人新規入国オンライン申請」を以後受け付けないことがあり得ること。

「入国者健康確認システム」 (ERFS) Q & A ①

Q：入国者又は受入責任者が誓約書又は誓約事項に違反した場合、どのような措置が取られますか。

A：受入責任者についても、申請時の誓約事項の内容に違反した場合、入国者が誓約事項に違反した場合、当該受入責任者の企業・団体等名称が公表され得ること、又、当該受入責任者からの外国人の新規入国に関する申請を以後受け付けないことがあります。（観光庁ガイドラインと同様）

Q：申請は複数人まとめてできますか？

A：一人ずつでもまとめてでも可能です。

Q：データ修正、取消は可能ですか？

A：○申請中の変更⇒修正可

A：○申請完了後、査証申請前、申請中の変更⇒修正不可

取り下げて、再申請となります。まとめて申請の場合、CSVファイルで名簿管理し、いくつかに分けて申請することを推奨します。詳細はマニュアルにてご確認ください。

○査証受領後の変更⇒不要。査証発給後の入国予定日等の変更は、「質問表WEB」で別途把握しています。

○査証受領後の**取消**⇒（1名の場合）申請の取り下げを行なってください。

（まとめて申請の場合）全部申請の取り下げから、訪日する方については改めて登録しなおして、受付済証を訪日予定者に送付、念のため入国まで携帯ください。

Q：まとめて申請でCSVファイルが読み込めません。

A：氏名に使用して良い文字が規定されています。（半角アルファベット、大文字のみ、半角スペース等々）

「入国者健康確認システム」 (ERFS) Q&A ②

Q. ERFSの顧客登録で、顧客本人のメールアドレスを入力する部分がある。

個人情報で、入力を拒む顧客もいるので、現地旅行会社の代表のメールアドレスにて代用可能か？

A. 不可。本人のメールアドレスのみ、子供は保護者のメールアドレスを入力

(同一のアドレスではじかれてしまった場合は、別のアドレスで再度登録してください。)

今回6月からの措置28施行で、行動管理が緩和され、厚労省と顧客との直接の連絡手段がなくなったため、5月末までは任意項目であったが、6月以降、メールアドレスの入力は必須項目となった。(厚労省見解)

Q. 6月10日以降、新たなに取得したERFS IDでビジネス、留学の受付も可能か？

A. はい可能です。旅行者情報入力する最初の選択のプルダウンで目的の欄で「観光以外」を選択してください。**その他、海外からのツアーリーダーは観光目的を選択せず、観光以外を選択してください。ビジネス査証扱いになりますので、査証申請の提出書類も変わってきます。**

Q. 中連協非会員が中国人の訪日の受入責任者となる場合は？

A. 訪日観光ツアーの取扱いができるは、観光庁から指定された中連協会員のみです。旅行者情報を入力する際は、最初の選択のプルダウンで目的の欄で「観光以外」を選択してください。(中連協事務局)

Q: まとめて申請でCSVファイルが読み込めません。

A: 氏名に使用して良い文字が規定されています。

(半角アルファベット、大文字のみ、半角スペース等々)

「入国者健康確認システム」 (ERFS) Q&A ③

今回の観光目的の入国と論点が変わりますが、非常に問い合わせが多いため、以下の通りご案内します。

Q：申請は受入責任者が行う必要がありますか。第三者（旅行会社等）が取りまとめて代行申請をすることも可能ですか。

例：国際学会の受注をし、会議運営会社、企業（製薬会社等）から**ERFS**登録の代行を委託されたような場合。旅行会社が受入責任者となっている場合、第三者ではないので混同しないようにお願いします。

○厚生労働省の見解

A：受入責任者は、入国者健康確認センターに対して**ERFS**のログインID申請および外国人新規入国オンライン申請手続を第三者に代行させることができます（ただし、行政書士(法人)でない者が有償で申請手続を代行することは、行政書士法に抵触するおそれがあるので、ご注意ください。）

○JATA法務の見解

A：旅行業法第二条第8項目に旅行業務においての定義がある。

（参考）八 第一号及び第三号から第五号までに掲げる行為に付随して、旅行者の案内、旅券の受給のための行政庁等に対する手続の代行その他旅行者の便宜となるサービスを提供する行為

とあるものの、厚生労働省が以上のただし書き（上記の赤字部分）をしている以上、**JATA**として代行してよいと解釈することは難しい。同内容であっても、個々の企業、個別の案件の規模の相違により、判断が異なると場合も出てくると思うが、自社にて、顧問の弁護士、行政書士等という場合、個社で判断、対応すべき事案である。